

平成 2 8 年 3 月

貯金規定の一部改正について

山口県信用農業協同組合連合会では、A T Mの取引機能強化に伴い、平成 2 8 年 4 月 1 日より貯金規定の一部改正することといたします。改正内容については、「貯金規定新旧対照表」をご確認下さい。

【対象となる貯金規定】

- ① 普通貯金規定
- ② 総合口座取引規定
- ③ 普通貯金無利息型（決済用）規定
- ④ 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- ⑤ 貯蓄貯金規定

改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。

【改正内容】

- ① A T Mによる通帳繰越（普通貯金・総合口座）の取扱範囲を県内農業協同組合まで拡大。
- ② A T Mによる通帳入金取引の取扱範囲を県内外(※)の農業協同組合まで拡大。
- ③ A T Mでの総合口座の定期貯金の口座開設、総合口座の定期貯金預入れの取扱範囲を県内外(※)の農業協同組合まで拡大。

※ 県外の農業協同組合の取扱いは4月13日より開始します。ただし、店舗により取扱開始日が異なります。